



調布市立学校における
食物アレルギー対策
10年のあゆみ

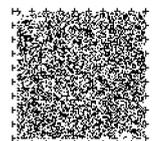
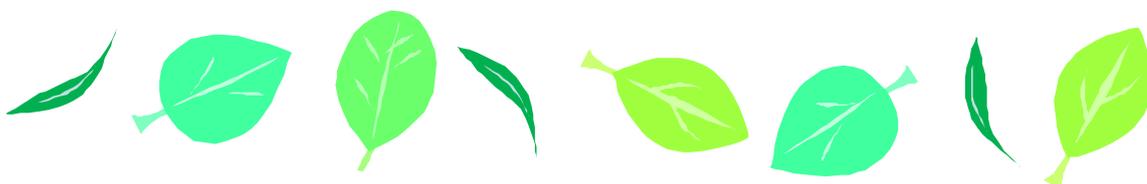
～事故が風化することのないよう、次の10年に向けて～



令和4年12月

調布市教育委員会

※この「音声コード」は、専用装置で読み取ることで、文字を音声で読み上げることができます。



作成にあたって

平成24年12月20日に市立小学校の児童が食物アレルギーを起因とするアナフィラキシーショックにより亡くなってから10年。

事故後、事故検証委員会及び再発防止検討委員会を立ち上げ、なぜ救えなかったのか、どうすればよかったのか、多くの方々に御協力・御助言をいただき検討を重ねて来ました。

平成25年に「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」を策定し、学校給食の食物アレルギーに関する基本的な考え方と対応方針を示し、その中で、重点的な取組として「マニュアルの策定」を掲げました。

これに基づき、平成26年に「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、学校、教職員が不安に感じることなく、適切に対応するための指針として、事故防止と緊急対応を柱とした市統一の食物アレルギーへの対応を示しました。

こうした対策によって、小・中学校で食物アレルギー対応が必要な児童・生徒が、原因食物を喫食したことで体調を崩すという事案は極めて少なくなりましたが、一定の体制が整った今、重要なのは一人ひとりが事故を忘れない、風化させないという思いを強く持ち続けることです。

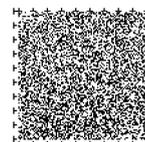
なぜ、これまで調布市医師会をはじめ多くのアレルギー専門医や学校関係者と検討を重ね、様々な対策に取り組んできたのか。

そこには、1人の児童を救えなかったという事実があることを忘れてはなりません。

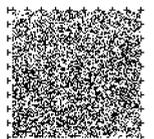
ここにまとめた10年のあゆみが、調布市のみならず他の自治体ひいては全国で取組の礎となることを切に願います。

令和4年12月

調布市教育委員会
教育長 大和田 正治



1	はじめに	
	事故概要	1
2	これまでの取組	
(1)	取組経過	5
(2)	食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針	5
(3)	計画への位置付け	7
(4)	アレルギー疾患のある児童・生徒数の推移	8
(5)	原因食物（アレルゲン）の推移	
	ア 小学校（児童）	9
	イ 中学校（生徒）	10
3	食物アレルギー対応【事故防止】	
(1)	調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル	11
(2)	市立学校での対応	
	ア アレルギー相談	12
	イ 専用トレイ・食器	13
	ウ 除去対応食，対応カード，対応献立表	14
	エ 食物アレルギー対応専用調理室	15
(3)	食物アレルギー対応訪問	16
(4)	各種研修	
	ア 基礎研修	17
	イ 職層・専門研修	18
4	緊急時の対応【緊急対応】	
(1)	アレルギー対応ホットライン	19
(2)	エピペン [®]	21
(3)	ヒヤリ・ハットレポート	22
5	食物アレルギーに関する指導・普及啓発	23
6	食物アレルギー対策に係る検討会議	
(1)	調布市食物アレルギー医療・教育連携会議	24
(2)	ホットライン運営会議	24
(3)	食に関する検討委員会	25
7	今後に向けた取組課題及び方向性	26
8	巻末	
(1)	食物アレルギー対策10年の主な取組（年表）	27
(2)	アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）	29
(3)	調布市教育委員会によるコメント	32
(4)	日本アレルギー学会・世界アレルギー機構理事長からのメッセージ	33
(5)	東京慈恵会医科大学附属第三病院からのメッセージ	34
(6)	公益社団法人調布市医師会からのメッセージ	35
(7)	御遺族からのメッセージ	36



事故概要 ※「調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書(平成25年3月)」一部抜粋

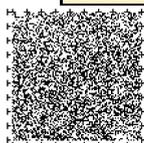
平成24年12月20日(木)午後1時22分頃、給食後に体調を悪くした調布市立富士見台小学校5年2組の女の子(以下「Sさん」という。)が救急搬送され、午後4時29分死亡が確認された。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーショックということであった。

ア 発生日 平成24年12月20日(木)

イ 発生場所 調布市立富士見台小学校3階 5年2組教室及び5年2組教室前トイレ

ウ 経過 (時刻の()書きは想定時間, ★は確定時間)

時間割	時刻	担任	養護教諭	校長	その他教員等
12:15 給食 時間		[5-2 教室]			
	(12:17)	除去食をSさんに調理員が渡しているのを見た。			
	(12:45 頃)	じゃがいもチヂミが残っているのを見る。「食べる人いない？」等と声をかけながら、教室内をバットを持った状態で歩き、「ほしい」と要求した児童に対して配った。			
	(12:50 頃)	Sさんの席のななめ前に差しかかったところで、Sさんから「欲しいです」との声があり、1/4にしたチヂミを配り、教卓に戻る。			
12:55 給食 終了	(12:57)	「ごちそうさま」と言って給食終了			
昼休み		昼休みは、教室の自席で作業していた。			
	(13:05 頃)	Sさんと当該クラスのAさんほか2~3人と教卓のところで数分間会話をした。			
	(13:15 前)	当該クラスのB君とC君が教室の後方に移動した自分の席で、まだ給食を食べていたので、B君の机の横に立ち指導していた。			



時間割	時刻	担 任	養護教諭	校 長	その他教員等
13 : 15	(13:15 頃)				
昼休み 終了	(13 : 22)	Sさんから「先生、気持ち が悪い」との訴えがあり、 Sさんのそばに移動した。			
掃除 時間	(13 : 24)	養護教諭を呼ぶように、そ ばにいたD君に依頼			
↓	(13 : 25)	食物アレルギーの可能性 を考え、エピペンを打つこ とを考え、ランドセルから エピペンを取り出し、「こ れ打つのか？」とSさんに 尋ねる。	[保健室] D君が保健室に來 て、担任が呼んで いると言うので、 3階の5-2教室 へ向かう。		
↓	(13 : 28) (13 : 29)	養護教諭が到着後、救急車 を要請するために職員室 へ	[5-2 教室] 息が苦しそうで吸 入器がうまくいか ない様子を見て、 Sさんに「救急車 呼ぼうね」と言っ た。		
↓	(13 : 30)	[職員室] 校長へ報告し、救急車を要 請していいか尋ねる。	[5-2 教室] Sさんが「トイレ に行きたい」と言 ったので、トイレ に行く必要がある と判断し、背負っ て3 F女子トイレ へ向かう。	[職員室] 担任からSさんが喘 息が強く出ているた め、救急車を要請し てよいか尋ねられた ため、要請するよう に指示をした。	
↓	★13 : 31	[職員室] 119 番通報をする。	[3 F 女子トイレ] トイレに入ってす ぐ左にある最も大 きい個室に入り、 便座に座らせた。 本人の名前を呼ん だが返事がなかつ たので、何度も名 前を呼び、Sさん の胸部を左手で叩 いた。		[4-2 教室]H教諭 4-2 男子児童から「トイレで倒れ ている人がいる」「先生はいな いようだ」との話を聞き3 F 女 子トイレへ向かう。
↓	13 : 32 掃除 終了	[事務室] おかわり表を栄養士に確 認しに事務室へ行き、おか わり表を見せてくださ いと尋ねた。 おかわり表を確認すると、 じゃがいものチヂミはお かわりできないことを知 り、「僕が食べさせてしま いました。」と言った。		[保健室] Sさんが保健室にい ると思い、1 F 保健 室へ	[事務室]栄養士 担任が「チヂミ食べてよかつた のですか？」と事務室に入っ てきた。私はダメだよと答える。 [職員室]J教諭 職員室にて、掃除のチェックを 行っていた。 [3 F 女子トイレ]H教諭 養護教諭がSさんに声をかけて いた様子を見る。

時間割	時刻	担 任	養護教諭	校 長	その他教員等
	(13 : 33)		[3 F 女子トイレ] スクールサポーターが来て「何かすることある」と言ってきたので、AEDを持ってくるように依頼した。G教諭が「大丈夫ですか？」と尋ねてきたので、「大丈夫じゃない。誰か人を呼んできて」と要請した。	[用務主事室] 救急車の動線を確認するために、正門の鍵を取りに1 F 用務主事室へ	[保健室] 栄養士 保健室にSさんがいると思いがかったが、いなかったので教室へ [3 F 多目的室前] J教諭 人だかりができていたので、子どもを教室の中に入れる。 [3 F トイレ前廊下] H教諭 廊下がとても騒がしくなっていたため、児童をそれぞれの教室に入れる。 [3 F 女子トイレ前] G教諭
	(13 : 34)	[職員室] 保護者に電話し、「僕がチーズ入りのチヂミを食べさせてしまったことと、救急車を要請したこと」を伝えた。エピペンを打ったのかを聞かれたところで、電波が悪く電話が切れる。		[校門] 校門の鍵を確認後、Sさんのいる3 Fへ移動	[5-2 教室] 栄養士 教室に行くときG教諭がエピペンを出しているところだったので、大丈夫だと思ひ職員室へ [職員室] G教諭 職員室に行くとき担任が電話をかけていたので、「エピペンは？」と聞いたところ机の上にあると言ったので、すぐに5-2の教室に戻る。 [5-1 教室] I 主幹教諭 清掃を丁寧に行っていたところ、教室にいない児童がいたので、他の児童に尋ねると、廊下に行ったことを聞く。 [2F 高学年算数教室前] F教諭 スクールサポーターにAEDはどこかと聞かれたので、1 F 用務主事室前の設置場所まで走り、後からきたスクールサポーターに渡す。
13 : 35 5 校 時目	(13 : 35)		[3 F 女子トイレ] 校長と一緒にトイレの個室からSさんを出し、仰向けに寝かし、心臓マッサージを行った。	[3 F 女子トイレ] G教諭からエピペンを受け取る。Sさんを養護教諭とトイレの個室から出し、G教諭に毛布を保健室に取りに行かせる。	[職員室] 栄養士 職員室に行くとき担任が保護者と電話で話しをしており、「チヂミを食べさせてしまった。」と答えていた。 [5-2 教室] G教諭 5-2の教室に行き、エピペンを見つけ3 F 女子トイレにいた校長にエピペンを渡す。 [5-2 教室前] I 主幹教諭 5-2 教室前に行きどうしたのかと尋ねると、Sさんが倒れたことを知らされる。 スクールサポーターがエピペンを見つけるのを見届ける。
	★13:36	[事務室] 事務室に保護者から電話が入ってきて「エピペンを打つよう」求められた。		[3 F 女子トイレ] Sさんの右大腿部にエピペンを注射する。 スクールサポーターがAEDをもってきたので、電源を入れ、パッドはスクールサポーターがSさんに貼り付けた。AEDからは、「通電は必要なし」とメッセージが流れた。	[3 F 女子トイレ] H教諭 校長がエピペンを打つ様子を見る。 [保健室へ] G教諭 校長が毛布みたいなものがあつた方がよい」と言ったので、保健室に取りに行く。 [5-2 教室前] I 主幹教諭 廊下にいた子どもたち(5-2・5-1, 6年)を教室に戻し座らせる。

時間割	時刻	担 任	養護教諭	校 長	その他教員等
	(13 : 38)	[3 F 女子トイレ] Sさんの様子を見て救命措置が必要と思い,人工呼吸を行った。	[3 F 女子トイレ] 心臓マッサージを続けた。	[1 F 昇降口へ] 救急車を迎えに1 F に移動	[校庭]栄養士 保護者から何かあったら慈恵に搬送するように言われていたので,救急隊にそのことを伝えに行ったが,断られた。 [1 F 昇降口]J教諭 救急車が来るので,校庭対応に行く。 [校門へ]H教諭 救急車を誘導するよう指示されたため,校門へ行く。その後,校長が救急隊を誘導したため,校庭にいた4-1の子どもたちをプール側ゴール前に座らせた。 [保健室]G教諭 毛布を取って3F女子トイレへ [1-1 教室・校庭]M教諭 授業をしていたら,4年生が校庭で騒いでいたので注意。クラスの児童に指示を出し,校庭で様子を見ようとしたところ,救急車が入ってきてので,4年生にどくように指示。H教諭が来たので,クラスに戻った。
	(13 : 40)	[3 F トイレの前] 救急隊が到着したので,トイレの前の廊下で待機	[3 F 女子トイレ] 近くにいたH教諭に,エビペンを打った校長に救急車に同乗するよう伝えてくださいとお願いした。	[3 F 女子トイレ] 救急隊を女子トイレに誘導	[各教室を回る]J教諭 各教室を回り,教室にいますよう指示するとともに,教室のカーテンを開めた。 [3 F 女子トイレ]H教諭 4-1 担任のG教諭が校庭に戻ってきたため,再び3 F 女子トイレに向かった。 [校庭]G教諭 校庭に児童がいたので,校庭に行く。 [2F 教室を回る]I 主幹教諭 J教諭と手分けをして,2F 教室を回り,教室に待機することと,カーテンを閉めるよう指示をする。
				[3 F 女子トイレ] 救急隊から心肺停止と聞き市教委への連絡が必要と判断し,校長室へ	[3 F の5年教室]I 主幹教諭 5年児童への学習を指示した後1 F に状況確認へ向かう。 [校長室へ]H教諭 養護教諭からエビペンを打った校長を連れてきてくれと言われたので,校長室へ
	★13:45			[校長室] 市教委へ第一報を行った。	[校庭]I 主幹教諭 校庭にいた4-1を教室に戻るよう指示
	(13 : 45 頃)	救急車に同乗してよいか校長に確認したが,学級に戻るよう指示された。		[3 F 女子トイレ] 市教委へ第一報を行ったのち,Sさんのいる3 F 女子トイレへ	[3 F 女子トイレ]H教諭 校長と一緒に3 F 女子トイレに向かった。
		[1 F 昇降口] Sさんが運ばれるときに1F昇降口へ	[1 F 昇降口へ]		
	(14 : 00 頃)	[1 F 昇降口付近] 救急車を見送る	[1 F 昇降口付近] 救急車を見送る。	[1 F 昇降口へ] 救急車に同乗し病院へ	

(1) 取組経過

市及び教育委員会は、児童の死亡事故を受け、「調布市立学校児童死亡事故検証委員会」における事故の検証に加え、「調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会」にて再発防止に向けた検討を重ねてきました。

その中で、平成25年7月に「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」がまとめられ、食物アレルギー事故の再発防止に向けた対策の方向性、留意点、課題等が示されました。

この報告書の提出を受けて、教育委員会では、食物アレルギーのある児童生徒が、他の子どもたちと同じように給食を楽しめることを目指し、報告書の提言を基軸とした学校給食の食物アレルギーに関する基本的な考え方及び対応方針を示した「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」を平成25年11月に策定しました。

(2) 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針

教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒が、他の子どもたちと同じように給食を楽しめることを目指し、食物アレルギー対応の学校給食を提供するとともに、児童・生徒への指導や保護者をはじめとする大人への啓発を進め、アレルギー発症の未然防止に留意し、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に努めることとしました。



■調布市立学校児童死亡事故
検証結果報告書
(平成25年3月)



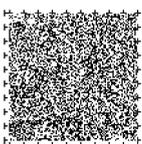
■調布市食物アレルギー事故
再発防止検討結果報告書
(平成25年7月)



■食物アレルギー事故
再発防止に向けた取組方針
(平成25年11月)

【学校給食に関する基本的な考え方】※取組方針より抜粋

- 1 調布市教育委員会は、給食施設、食物アレルギーのある児童・生徒の状況等に基づき、医師の指示に従い、対応可能な範囲で食物アレルギーの児童・生徒への給食を提供します。
- 2 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒へ、正しい診断に基づいた必要最小限の食物除去を行いながら、適切な栄養素の確保、生活の質を維持するよう配慮します。
- 3 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて、互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食時間を楽しみ、食を通して成長していくことを目指します。
- 4 調布市教育委員会は、食物アレルギーについて正しい知識を身に付けるよう、学校の教職員等へ研修等を行うことはもとより、市民への啓発に努めます。



【基本的な対応方針】

各小学校の給食施設，食物アレルギーのある児童の状況等に基づき，医師の指示に従い，学校として対応可能な範囲で，食物アレルギーのある児童へ給食を提供する。

なお，中学校の給食は，親子方式（近隣小学校で給食をつくり中学校に提供する方式）であるため，食物アレルギーのある生徒は，各自で除去対応を行うものとする。

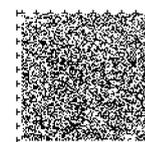
ア 「学校給食に関する基本的な考え方及び対応方針」に基づき，その実現に向けて，教育委員会が一体となって取り組みます。

イ 子どもの命を守ることを最優先に，報告書の提言を受け止め，事故再発防止に全力で取り組みます。

上記の取組方針（ア・イ）を踏まえ，教育委員会は以下の9つの項目について，重点的に取り組みます。

【食物アレルギー事故再発防止 重点的な取組】

項目	取組	具体的な内容
重点取組 1	的確な現状把握	○学校における取組状況及び校内体制，給食施設等の現状を的確に把握し，検証を行う。 ○食物アレルギー等のある児童・生徒のアレルギー症状や日常生活状況等を正しく把握し，正しい判断に基づいた対応を行う。 ○教職員の意見・要望等を積極的に把握し，取組に反映させる。
重点取組 2	除去食等の提供に関するマニュアルの策定	○ガイドラインを補足する，除去食等の提供手順などについての具体的なマニュアルを策定し，指導・徹底を図る。
重点取組 3	食物アレルギー対応に関する対策の予算確保	○危機管理的観点から，緊急対応が必要な取組について迅速に対応するとともに，施設の改善等，中長期的な対応を要する取組については，調布市基本計画等に的確に反映し，必要な人員・予算の確保を図る。
重点取組 4	校内体制の確立・運営	○各校の食物アレルギー対応委員会が，家庭，学校医，教育委員会事務局等と連携しながら，校内における連絡・報告・確認・指導・情報共有などを的確に行う体制を構築し，効果的な運営に努める。
重点取組 5	医療機関等との連携	○調布市医師会，学校医及びかかりつけ医等の医療機関などと連携を図ることにより，学校生活管理指導表の記入及び学校における管理指導表に関する助言や，児童・生徒のアレルギー症状に合わせた相談・指導などのサポート体制を構築する。
重点取組 6	緊急対応体制の確立	○緊急時に備え，教職員の役割分担の明確化を図り，校内研修・シミュレーション訓練等を定期的実施することで，実践的な技能の向上に取り組む。 ○東京慈恵会医科大学附属第三病院との連携による，アナフィラキシー対応ホットラインの積極的な活用を図る。
重点取組 7	給食指導の充実	○食物アレルギーのある子どもも，そうでない子どもも，共に生きる力をつけることを目的として，食物アレルギーについて正しい知識を深める給食指導を行う。 ○保護者に対しても，理解や協力が得られるよう，普及・啓発・情報共有に努める。
重点取組 8	効果的な研修体制の構築	○教育委員会事務局職員や教職員の危機管理意識の向上を図るため，それぞれの職種・職層に応じた効果的な研修体制を構築する。
重点取組 9	事務事業等の進行管理	○専門的な知識を有する者や食物アレルギーのある児童・生徒の保護者等が参加する第三者機関による評価や市長部局との情報共有・連携強化のしくみを構築する。 ○国や都の対策との整合性を図るなかで，食物アレルギーに関する取組が有効に機能しているか，継続的に点検・改善等を実施する。



(3) 計画への位置付け

ア 調布市基本計画

基本的取組の一つである「安全・安心な学校づくりの推進」において「食物アレルギー対策の推進」を位置付け、調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルを適正に運用することで、事故が二度と起こらないよう、引き続き再発防止策を実施する必要があることから、食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等に応じて、給食を提供することとしています。



■調布市基本計画(令和元年度～令和4年度)

05-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進
食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等に応じて、給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するなど、学校における食物アレルギー対策を進めます。

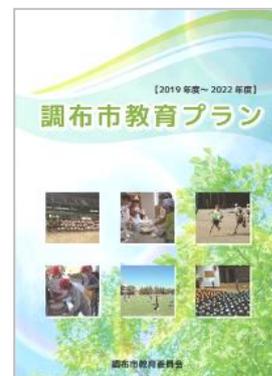
◆安全教育の推進
調布市防災教育の日の取組等を実践する中で、児童・生徒の自助・共助意識を養うとともに、児童・生徒自らが、安全確保のために必要な知識と行動を修得し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

◆児童・生徒の安全確保の推進
通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、継続的にシックハウス対策を講じ、安全・安心な学習環境を提供します。

推進 05 学校教育の充実

イ 調布市教育プラン

施策6「安全・安心な学校づくりの推進」において「食物アレルギー対策の推進」を主要事業の1つとして位置付け、食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供するとともに、アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え、校内研修・訓練を実施し、教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど事故が風化することのないよう、学校における食物アレルギー対策を進めています。



■調布市教育プラン(令和元年度～令和4年度)

